

えがお 愛顔をつなぐ「心のバリアフリー」

ー 学校における交流及び共同学習の推進 ー



「心のバリアフリー」って？

「様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」

「心のバリアフリー」を体現するための3つのポイント

- ① 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ② 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

1 交流及び共同学習の意義

障がいのある子供と障がいのない子供、あるいは地域の障がいのある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障がいのある子供にとっても、障がいのない子供にとっても、**経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となる**など、「心のバリアフリー」の実現に向けて大きな意義を有するものです。

また、このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障がいのある子供にとっては、様々な人々と共に助け合って生きていく力となり、**積極的な社会参加につながる**とともに、障がいのない子供にとっては、障がいのある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、**障がいのある人と共に支え合う意識の醸成につながる**と考えます。

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、交流及び共同学習の機会を設け、**共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること**とされています。

【学習指導要領等の主な関係記述】

- 幼稚園教育要領（H29年3月告示）第1章総則第6幼稚園運営上の留意事項
- 小学校学習指導要領（H29年3月告示）第1章総則第5学校運営上の留意事項
- 中学校学習指導要領（H29年3月告示）第1章総則第5学校運営上の留意事項
- 高等学校学習指導要領（H30年3月告示）第1章総則第6款学校運営上の留意事項
- 特別支援学校幼稚部教育要領（H29年4月告示）第1章総則第7幼稚部に係る学校運営上の留意事項
- 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（H29年4月告示）第1章総則第6節学校運営上の留意事項
- 特別支援学校高等部学習指導要領（H31年2月告示）第1章総則第2節教育課程の編成第6款学校運営上の留意事項

確認

《参考》「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」とは

1. 概要

- 2020年のパラリンピックは、共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を変える絶好の機会であり、この機を逃さず、国民全体を巻き込んだ取組を展開する。
- 「障害の社会モデル※」の考え方を共有し、全国で人々の心にある障壁の除去に向けた取組（「心のバリアフリー」）及び物理的障壁や情報にかかわる障壁の除去に向けた取組（ユニバーサルデザインの街づくり）を進める。

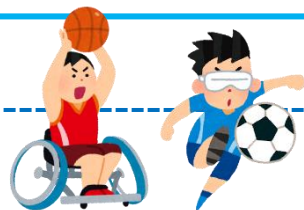
2. 学校教育における取組

幼児期から青年期の発達段階に応じて、かつ、切れ目なく「心のバリアフリー」の教育を展開する。

- ・ 障がいのある人との触れ合い等の体験活動を通じて、子供達が頭で理解するだけでなく、感性としても「心のバリアフリー」を身に付けることが重要である。
- ・ 「心のバリアフリー」の教育の展開に当たっては、重複障がいを含め様々な種別の障がいのある人自身も役割を担うことが期待される。
- ・ 子供への教育を通じて大人の意識を変化させていくことも重要である。同時に、大人自身が変わっていく姿を見せることで子供たちに教えていくことも大事である。

※ 障がいは個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方

「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」（平成29年2月 内閣官房）から引用



2 交流及び共同学習を通じた「心のバリアフリー」の取組

県立特別支援学校では、小・中・高等学校等や地域の方々との交流活動を続けてきており、双方にとって、地域の仲間として共に支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場として成果を挙げています。ここでは、その取組の一例を紹介します。

特別支援学校と高等学校との文化芸術活動による交流及び共同学習

【県事業名】 特別支援学校文化芸術支援事業（平成29～31年度）



取組内容

知的障がい特別支援学校高等部生徒と地域の高等学校生徒との交流及び共同学習の機会を設定し、プロの芸術団体の劇団員によるワークショップ（演劇指導等）を計画的・継続的に実施しながら、ミュージカル作品を創り上げる。

取組の成果

〈特別支援学校生徒のアンケートから〉

- ・ 今では様々なことに挑戦して一歩ずつ前に進んでいるので、この先も頑張っていきたい。
- ・ 人の役に立つために、まずは自分の苦手のことを克服していきたい。

〈高等学校生徒のアンケートから〉

- ・ 障がいのある人たちと関わる機会が余りなかったので、少しは偏見をもっていた。しかし、一人の友人として接して、偏見がなくなった。本当に良い経験をしたと思う。
- ・ それぞれの個性を大切にしながら接していきたい。
- ・ 相手の考えも聞いて理解をもって行動する。
- ・ 誰もが仲良く、「障がい」という壁がない世界にしたいと思う。

特別支援学校と近隣の学校や地域との障がい者スポーツによる交流及び共同学習

【県事業名】 特別支援学校友達いっぱいプロジェクト事業（平成28年度～）



取組内容

近隣の学校等と年間を通じて障がい者スポーツを扱った交流及び共同学習に取り組むとともに、地域住民、小・中学校等の児童生徒等を招いて、障がい理解の推進を図る「愛顔のふれあいフェスタ」を開催する。

障がい者スポーツ

ボッチャ、アキュラシー、ゴールボール、ドッジビー 等

取組の成果

〈フェスタ参加者のアンケートから〉

- ・ 視覚障がい体験は、とても不安になったけれど、ゴールボールは楽しかった。転がってくる玉の音が分かるなんてすごいなと思った。
- ・ フェスタに参加して本当によかった。特別支援学校の子供たちが明るく活動に取り組んでいる姿を見て、とても感動した。
- ・ 特別支援学校の生徒にルールを教えられて、関わりをもつことができてうれしかった。



※県立特別支援学校では、児童生徒が居住地の小・中学校で交流を行う「ふれあい親善大使派遣」にも取り組んでいます。

3 交流及び共同学習の充実に向けて（各学校段階における考え方）

「心のバリアフリー」を実現するためには、幼児期からの経験の積み重ねが重要であると考えます。幼稚園や保育所等の段階から障がいのある幼児と障がいのない幼児児童生徒が交流や協働する機会を設けるとともに、小学校教育の段階においては、全ての児童が継続した交流及び共同学習を経験することで、障がいや障がいのある人への理解、いわゆる「障がい者理解」の基礎が培われると考えます。

なお、中学校・高等学校、特別支援学校の中学部・高等部と学校段階が進むにつれて、初対面の相手に対する気恥ずかしさなどの心身の成長に伴う意識の変化が見られることなどにより、意欲的に取り組む生徒が減少する状況も見られます。中学校・高等学校段階においても、生徒の発達の段階に考慮しつつ、継続して取り組むことが重要です。

以下に、交流及び共同学習を充実させるためのポイントを示します。

重要

- 単発の交流機会を設けるのみにとどまらず、年間を通じて計画的に取り組むこと。
- 障がいについて形式的に理解させる程度にとどまらず、幼児児童生徒が主体的に取り組む活動とすること。
- 交流及び共同学習を行う授業中の活動だけで終わらせないよう、幼児児童生徒に対する十分な事前学習及び事後学習を実施すること。また、日常の学校生活においても障がい者理解に係る丁寧な指導を継続して実施すること。
- 校長（園長）のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組み、全教職員が交流及び共同学習の目的や内容を共有すること。

〈関連資料〉

■交流及び共同学習啓発資料「交流及び共同学習を進めるために一共生社会の形成に向けてー」（愛媛県教育委員会）



■交流及び共同学習ガイド
（平成31年3月文部科学省）
※愛媛県の取組が事例として掲載されています。



※ 本リーフレットにおける「障がい」と「障害」の表記について
愛媛県では、県の作成する公文書において、「障害」の「害」の字をひらがな表記としています。ただし、法令・条例等で規定されている用語や医学等の専門用語など、漢字表記であるものは変更しないまま表記しています。

特別支援教育及び、交流及び共同学習に関する問い合わせ先

愛媛県教育委員会事務局 指導部 特別支援教育課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
TEL 089-912-2965 FAX 089-912-2964
E-mail tokubetsushien@pref.ehime.lg.jp



まじめみかん